



## 障害者差別解消法が施行されて1年が経ちました

### 「障がいのある人もない人も互いに人格を尊重し合い、ともに生きる地域社会の実現」

昨年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「障害者差別解消法」が施行され、一年が過ぎました。

この法律は、全ての国民が障がいの有無によって差別されることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することをめざして、日常生活や社会生活における障がいの者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことを求めています。

#### ■社会的障壁とは

この法律では、社会的障壁を「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」としています。

【事物】道路、公共交通機関、建築物等で、利用者の移動等が困難となるような物理的障壁

【制度】障がいがあることを理由に資格、免許の付与を制限する等の制度上の障壁

【慣行】障がいがある方の存在を意識していない慣習・文化、情報等の障壁

【観念】障がいがある方への偏見等の意識上の障壁

#### ■合理的配慮とは

合理的配慮とは、障がいのある方が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある方に対し、個別の状況に応じて行われる配慮をいいます。

障害者差別解消法は、国及び地方公共団体、事業者、その国民の責務について規定しています。

つまり、行政機関等及び事業者は、「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」とし、国民には、「障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない」として規定されています。

#### ともに生きる地域社会を実現するために

今年6月に報道された車椅子の乗客に対する搭乗拒否問題（航空会社は、その後、電動式昇降機を導入し、環境を整えた。）は、記憶に新しいと思います。

この法律が施行されて一年が経過しましたが、法律の理念等は未だ十分に理解されているとは言えない状況です。

市長日記  
七島蘭の栽培

## 市長日記

### 『暮らしのなかの七島蘭』展 Part.2

国東市長 三河明史

No.76

私が中学生や高校生の頃は、畳表一束（10枚）が三千円くらい、値段の良い時で五千円くらいだったような気がします。耕地面積の狭い国東の農家では、七島蘭は貴重な現金収入の手段であり、農閑期の大事な仕事でありました。ですから多くの農家が七島蘭の栽培をしていました。

七島蘭と畳表の縦系にするイチビは、5月から6月にかけて田んぼに植え、七島蘭は、8月の初め頃に刈り取って半分に割いて乾燥したカヤにして、また縦系にするイチビは刈り取った後、皮を剥ぎ乾燥して保管しておくのです。そうして、稲じの（収穫）が終わると、農閑期に入ると畳表の製作にかかるとです。我が家では、祖母がイチビの皮を近くの川に浸し、柔らかくして、土間で鉄の櫛のようなもので細くして縋り（縋る機械で細い縋を作り、母は、奥の納屋でむしろ機にその細い縋をかけて縦系にして、夏に作って保管しておいたカヤを取り出し、ガチャガチャと大きな音を立てな

から畳表を編んで行くのです。

ところで、イチビは何月頃植えたのでしようか。先日、地区の集まりの時、話題にしたのですが、年配者の方も良く覚えていなくて、「植えた」のではなく「種をまいた」のだ、とか8月初めには刈り取ったとか、いろいろな話が飛び出て、かえって分からなくなりました。

その頃、農村でも、自給自足経済から貨幣経済へ移行する時代になって来ていました。そのような中で、夏の厳しい労働の中でも、農家は懸命に七島蘭栽培に取り組んだのでしよう。

私は、今回の企画展を「懐かしの七島蘭展」で終わらせるつもりはありません。国東内では、ほとんど国東だけの産業である七島蘭産業を、正に「産業」として復活させたいのです。この貴重な七島蘭産業が国東市の主力産業として大きく成長するよう全力で取り組みます。

## 秋の市民まつりの日程をお知らせします

詳しくはチラシ等でご案内します。

### 妻咲きくにさきふるさとまつり



10月29日(日) 黒津崎おまつり広場

### 安岐町ふるさとまつり



11月5日(日) 安岐コミュニティ広場

### くにみちふるちふるまつり



11月12日(日) くにみ海浜公園駐車場

### むさしおいで祭り



11月19日(日) 武蔵町農村公園

【問合先】観光課 ☎0978-72-5168

この法律では、障がい者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と規定しています。

障がいには、知的障がい、発達障がいを含む精神障がい、心臓機能障がい等の内部障がいのように気づきにくいものも多くあります。

特に、発達障がい等を含む精神障がいについては、私たちの知識や理解が不十分であることが偏見を生む原因になっています。障がいがある方が差別されることなく人格と個性を尊重される社会は、全ての人が生きやすい社会です。そのような社会を実現するためには、私たちは機会をとらえて、障がいについて学ぶことが必要ではないでしょうか。

※本稿では、従来「障害」を「障がい」と表記しています。（但し、法令名、条文の用語を除く）

（文責：社会教育課 田中）

#### ●第10回国東市隣保館まつり 「こころの川柳」 課題《まつり》応募作品

おまつりだ老いも若きもときめかす

安岐町 伊藤 フジエ

馬がとび牛がよるけて祭り人

安岐町 匿名